

堺市上下水道局公有財産規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局公有財産規程（平成25年上下水道局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「を取得し、又は処分しよう」を「の取得（開発に係る下水道施設及び下水道敷又は水路敷の寄附及び帰属に関するものを除く。）又は処分をしよう」に改め、同項第10号中「登記手続」の次に「（開発に係る下水道施設及び下水道敷又は水路敷の寄附及び帰属に関するものを除く。）」を加え、同項第11号中「堺市不動産審査委員会」の前に「第5条の規定により」を加える。

第22条第8号中「3か月分」を「3か月」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。